

引っ越しの際には届け出を

住所変更の手続きを忘れずに

春は、進学や就職などで引っ越しをする機会が多くなります。引っ越し際には住所変更などの手続きを忘れずに行いましょう。

◆町外へ引っ越しの場合

町外へ転出する方は、新しい住所が決まってから引っ越しまでの間に転出届を役場に提出し、新しい住所地に住み始めて14日以内にその市区町村の役所で転入の手続きをしてください。転入手続きには、転出の手続きの際にお渡しする「転出証明書」が必要になりますので、忘れずに持参してください。

◆町内での引っ越しの場合

町内で引っ越しした方も、役場での手続きが必要となります。引っ越ししてから14日以内に転居届を提出してください。

▽手続きに必要な物 ▼運転免許証など身分を証明できるもの（お持ちでない方は保険証など本人を確認できる書類）

▼印鑑▼印鑑登録証（町外転出の場合）▼引っ越し方の保険証と一部負担金等免除証明書など関係書類（国保・後期高齢者医療制度・介護保険に加入の方）▼各種医療受給者

証（お持ちの方のみ）▼委任状（別世帯の方が代理で手続きをする場合）

※国保に加入している方が就学のため町外に転出する場合は、

学生用の保険証を交付します。転出者の保険証と入学を証明する書類を持参してください。

▽受付時間 午前8時半～午後5時半（土・日曜、祝日を除きます）

◆手続き先・問い合わせ 町町民課窓口係（2番窓口）82-3111内線121、役場豊間根支所（86-2111）、役場船越支所（84-3232）へどうぞ。

郵便の転居届も必要です

引っ越し際、郵便事業株式会社へ転居の届けがないと、郵便物が差出人に返還となってしまいます。役場へ転居届をされる場合はもとより、届けをせずに住居を移られる方も、最寄りの郵便局へ転居届の提出をお願いします。

◆問い合わせ 郵便事業株式会社宮古支店（864-6061）へどうぞ。

被災した自動車に代わり取得した車両

申請により軽自動車税が非課税に

東日本大震災により滅失または損壊した自動車・軽自動車に代わるものとして軽自動車等を取得した場合、申請により平成23年度から平成25年度までの3年間、軽自動車税が非課税になります。

▷対象 被災自動車の所有者と代替自動車の所有者が同一の場合に、被災自動車1台につき代替自動車1台で、①被災した普通自動車・軽自動車（三輪以上）の代替として取得した三輪以上の軽自動車②被災した二輪車の代替として取得した二輪車（排気量は問いません）③被災した小型特殊自動車の代替として取得した小型特殊自動車——のいずれかに該当する車両です。ただし、自家用から営業用へ、または営業用から自家用へ買い換えは対象となりません。

※被災自動車の所有者と代替自動車の所有者が異なる場合でも▶被災自動車の所有者が亡くなっており、代替自動車を当該所有者の相続人が取得する場合（申請の際に戸籍謄本が必要です）▶被災自動車または代替自動車をローン契約により取得し、ディーラーやローン会社が所有者となっている場合——は対象となります。

▷申請に必要なもの ▶軽自動車税非課税申請書（町税務課に備え付けてあります）▶印鑑▶代替自動車の自動車検査証▶滅失または損壊した自動車または軽自動車

が被災自動車であることを証明する書類（「被災車両」の記載がある登録事項等証明書・検査記録事項等証明書、自動車取得税非課税証明書などのうちいずれか1つ）

※登録事項等証明書・検査記録事項等証明書とは、自動車・軽自動車を抹消登録する際に運輸支局または軽自動車検査協会が発行する書類で、抹消登録の際の届け出により「被災車両」と記載されます。「被災車両」の記載が無い場合は、被災自動車が登録されていた市町村（普通自動車は県宮古地域振興センター県税室）に提出した「課税除外に関する申立書」の写しが必要です。

▷申請期限 3月30日

◆申請先・問い合わせ 町税務課町民税係（内線112）へ。